

令和7年度 災害時用救急医療資機材等更新業務委託 仕様書

1. この仕様書は、災害時用救急医療資機材及び医薬品の更新業務委託について規定する。

2. 入札資格

物品点検やその他必要な処置全てを実施することができること。また、市が必要とした場合は、その施設にて作業中の検査及び写真（新旧品の全景撮影）の提出を求めることがある。

3. 納品期日 契約日翌日から令和7年12月23日（火）まで

※納入日は、健康増進課と協議すること

4. 購入品目

（1）別紙1、2の資機材及び医薬品の納品を行う。

（2）別紙1、2に記載の医薬品の入手が困難な場合は、代用も可とする。

なお、入手が困難な医薬品の錠数等は健康増進課と相談して決定する。

救護所名	納品場所	品名・数量・入替年	梱包
磐田市立総合 病院前救護所	磐田市立総合病院	別紙1、別紙2	用途ごと
新都市病院前 救護所 豊田えいせい 病院前救護所	新都市病院 磐田市備蓄ステーション	別紙1、別紙2	用途ごと

5. 業務の概要

4. で示した資機材及び医薬品などの納品に関する一連業務、その他必要な対応を行う。

6. 業務の内容（納品）

（1）指示した場所へ資機材及び医薬品を納品すること。また、納品する資機材及び医薬品は用途ごとに分けること。

（2）資機材及び医薬品で、使用期限が決まっているものは入れ替え年月日を表示し、今後の更新作業を円滑に行えるよう考慮すること。

（3）医療機器・医薬品は極力最新の品目とすること。

（4）諸作業等に伴う一切の費用は、受注者負担で適切に処理をすること。

7. 納品

(1) 今回納品する資機材等はダンボールに、救護所名・品名・名称・更新年月の記載をすること。また、更新年月の記載は、今後更新した際に分かりやすいように考慮すること。

(2) 収納方法については健康増進課と協議し、決定すること。

(3) 検品時の確認書を提出すること。

① 現場担当・現場責任者・管理薬剤師等の体制で検品を行うこと。

② 検品時の写真（物品内容が明確となる写真）を添付すること。

③ 資材・薬品の使用期限のロット表を提出すること。

(4) 関係法令等の遵守を確認のため、下記の資格等の写しを提出すること。

なお、受注業者が資格等を有しない一部の業務について、資格等を有する業者に委託する場合は、その業者との契約書の写し及びその業者の有する資格等の写しを提出すること。

購入する物	許可等の種類	備考
医薬品	卸販売業の許可（法第 24 条） 薬局（法第 4 条）	消毒液、輸液、解熱鎮痛薬等
高度管理医療機器 特定保守管理医療機器	高度管理医療機器等販売業の許可（法第 39 条）	自己血糖測定器等
管理医療機器	管理医療機器販売業の届出（法第 39 条の 3）	電子血圧計等

8. その他

(1) 資機材は本仕様書に定めるところによるほか、薬事法・薬事法施行令・薬事法施行規則及びその他関係法令の規格に適合するものであること。

(2) 本仕様について疑義が生じた場合は、健康増進課と協議し、誤りのないようにすること。不明な点は健康増進課へ確認し、仕様書を十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、すべて健康増進課の解釈に従うものとする。